

学校安全部会（第1回～第7回）までの主なご意見

1. 第1回（5/27）における主なご意見

- ・第2次計画期間の取組の施策評価については、実際の成果にあたるアウトカムの評価が不足している。また、個々の学校や地域で、先生、子供たちが頑張っている努力に対してフィードバックする意味での評価は、ポジティブに評価することが大切で、評価者、評価基準を検討する必要がある。
- ・危機管理マニュアルの策定率の課題とともに、見直し・改訂がどうなるのかが重要。作って終わりではなくどのように改善されていっているのか、という視点での危機管理マニュアルの評価の在り方が大切。
- ・管理職のリーダーシップの下、いかに学校安全を担当する中核教員を養成するのか、今後の施策の在り方について議論したい。
- ・最終的には子供たちにどのように安全に関する資質・能力を身につけさせるのかということが重要。目指すべき資質・能力、具体的に何をするのか、何を指導するのかを明確にしていく方向性を議論したい。評価・検証の方策も重要。
- ・学校安全の中核となる教員について、どういう役割を担うべきかということが全国の学校で認知でき、実効性が高まるような仕組みが必要。宮城県の制度を参考に全国に展開できればよいのではないか。
- ・現場の教員の安全に対する意識を高めるには、どうすればよいのかというところに課題意識を持っている。現場としては、何をすればよいのか、どうすればいいのかということが明確に分かるということが大事。
- ・教育・保育の現場では、幼い命を守るために自分たちが今やっていることが正しいのかどうかも本当に分からないというような状況。どうやって正解のないものを教えたらいいのかなど、現場の声を聴きながら、どうしたら防災教育に取り組めるか、防災教育をやりたいと思っただけか。防災教育というのは、防災の教育ではなくて、防災を通じた教育だという現場の理解が継続的な取組につながる。
- ・航空安全や医療安全の分野で事故を減らしてきた経緯を見ると、テクニカルスキル（知識）よりも、ノンテクニカルスキル（チームとしてのコミュニケーション）が足りない方が事故の件数が多いというデータも得られている。災害安全だけではなく、学校安全についても追究していけるのではないかと期待感を持っている。

- ・科学的なデータに基づくといった、科学的な視点を入れることも議論していきたい。個々の事故に関していろいろな技術を使って原因を究明したり予防策を考えたりして、そこで分かったことを基に小学生と一緒に事故予防を考える教育活動をしているが、子供たち自身の気づきや能力の育成につながっている実感がある。評価については、学校のICT化も進んできているので、今の時代に合ったマニュアルの運営の仕方や評価の仕方ができるのではないか。
- ・学校安全総合支援事業のモデル校では、学校と地域住民と一緒に防災に関する危険箇所を点検し、自治体作成のハザードマップには記載されていないため池の危険性など住民しか知らない情報が得られた。また、学校防災の研修会は市町村の単位で防災部局と連携して実施する必要性も感じている。学校安全を考える際、地域との連携は非常に重要であり、学校と地域の連携の在り方について議論したい。
- ・全国学校安全教育研究会では、授業を通して、児童生徒の危険を予測し、回避する能力、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育む授業の在り方を研究している。情報モラルに関する教育の視点は、学校安全部会の協議の一つとなるのではないか。
- ・現場の若手教員を見て感じる事として、教員養成段階で、今までの学校安全を脅かす重大事件から学ぶなど、安全教育をカリキュラムに盛り込んでいくことは大変重要。併せて、現場においてもより実践的な避難訓練や組織的取組の見直しが行われるべき。
- ・検討課題の一つに「大規模な災害が頻発する中での防災教育の充実」とあるが、教育だけではなく、教育の場である学校がいかに安全を確保した場であるかという災害管理も大切。
- ・現在、学校の教職員は、地域住民以上に災害に関する知識を持つことが求められている。これについて、組織体制の面、教職員の資質能力の面、教職員の養成の在り方の観点や、ほかの場所で起こった事故や災害、ヒヤリ・ハットの教訓をいかに生かして次の再発防止につなげるかといった観点も計画に盛り込んでいきたい。
- ・検討課題の一つに「指導時間の確保」とあるが、この辺りは特に課題。小学校でのプログラミング教育や高校の総合的な探究の時間など、安全教育とあえて言わなくても、教育の中で安全について、日常的に考えたり、話題にしたりするような仕掛けを考えていきたい。
- ・過去の熱中症事故から、たとえガイドラインやマニュアルの総論は良いものであっても、

誰が、いつの時点で、何を決めるか明確にしておかなければ予防できないということを感じている。予防については施設の観点として、運動場に屋根があり風が通るような施設とすることで夏期の体育・スポーツ活動が続けられるのではないか。

- ・ 学校事故の法的責任の在り方、教員の責任などの研究も踏まえ、利益の対立も生まれる学校事故について法律的な視点を持って議論していきたい。
- ・ 幼稚園、特別支援学校は特に配慮する部分もある。具体的に少しでも示していければ、教員の意識も高まる。また、特別支援学校では、教科での学習だけでなく自立活動などの時間で学習しているかどうかなどが明確になれば評価にもつながるのではないか。
- ・ 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進については、部会で議論される内容等を PTA を通じて子供たちに届けることができるよう、保護者の立場から関わっていきたい。
- ・ 検討課題の一つに「家庭、地域、専門性を持った関係機関との連携」とあるが、幼児段階では地域や保護者の力を借りたりすることが多くなっていくため、具体の策をしっかりと考えていくことが重要。
- ・ 検討課題の一つに「家庭、地域、専門性を持った関係機関との連携」とあるが、幼児教育の現場は、まだまだ防災に関する研修の機会が多いとは言えない状況にあるので、研修の体系ができたり、キャリアに応じた研修ができたりすることを期待。
- ・ 学校医が各学校の学校安全計画の構築に携わっていただける環境を整備していきたい。
- ・ 地域との連携は、学校保健委員会に PTA だけでなく民生委員の参加を求めることが重要。
- ・ これまで生じた事故に対する再発防止を行う対応は非常に重要であることはもちろん、想定外のことが生じた場合にも柔軟な対応を行えるようにする能力の育成の概念を計画に組み入れていくべきではないか。
- ・ 事件や事故、災害に強い学校づくりをするということを表すスクール・レジリエンスという用語は近年目にするようになっており、国際的に研究が進んでいる。それを支える要素はいろいろあり、従来から言われているような施設の管理、教育ということにとどまらない。例えばインフラの整備、法制度、そして人材育成も含まれ、非常に多岐にわたっている。従来のもを見直して、課題を解決していくことはもちろん、現状の枠にとどまらず、広い視野で学校安全の取組を見直していきたい。

2. 第2回（6/23）における主なご意見（防災教育について）

- ・災害というのは、どこの学校、どこの地域で起きるかは分からない。全国の全ての義務教育機関で、子供が防災教育のしっかりとしたものを受けることが大事。全ての子供が災害から命を守る能力を身につけられる防災教育を全国展開していくべき。
- ・防災教育に当たっては、地域と学校の一層の連携が重要。まずは、義務教育の全ての小中学校で地域の災害リスク、正常性バイアスといった必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するべき。
- ・全国の小中学校における防災教育の実施内容を定期的に具体的に調査し、公表していく必要がある。実現に向けてのKPIも重要。
- ・現職の教員はもちろん、教職課程の学生にも実践的な防災教育の指導法を教授していくことが大事。
- ・地域と学校の連携では、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、これまでの枠組みも十分に活用しながら、地域と学校の間を取り持つコーディネーターを育成をしていくことが大事。幼保の段階からの防災教育、そしてそれを小、中、高とシームレスな形で行っていくことが大事。
- ・防災教育の手引とか教材、こういった実践的な防災教育・避難訓練について、より学校で教えやすいような教材というものを作っていないといけないのではないか。
- ・デジタル技術を活用した防災教育として、よりインパクトのあるデジタル教材など、デジタル技術を活用することで臨場感のあるシミュレーションを経験できるのではないか。
- ・防災教育は、10年後に地域を支える大人をつくり、20年後には地域の防災文化をつくる礎である。そういった防災教育の重要性を広めていきたい。
- ・科学的には、マグニチュード7程度の地震であれば、日本のどこでも起こる。震度6を超えると自分の意思で行動できないほどの揺れの強さになる。地震からまず命を守るためには、落ちてこない、倒れてこない、移動してこない、この3つの視点を持ち、瞬時に身の安全を守る行動が取れるようになる必要がある。
- ・いちばん大事なものは、揺れから命を守ること。津波や火災からの避難も、まずは最初にやってくる揺れから身体を守れないと実現できない。これまで学校でなされてきた避難

訓練は、身を守るための徹底的な訓練ではなく、身を守ったあとの先生方のオペレーション訓練になっている。

- ・特に、余震を想定していないことには大きな違和感がある。
- ・これを改善するため、地震ショート訓練というアクティブ・ラーニング型の訓練を開発している。いきなり訓練をせずに、写真を見て、3つの「ない」の視点で危険探しをする。その後でクラスを2つに分けて、実際に訓練をやってみる。校庭に集合するところではなくて、身を守る部分のところだけをやってみる。互いに指摘し合うことで対話的な授業ができる。
- ・訓練はやってますかと問えば、やってますという回答になるので、もう少しアンケートを詳細に聞くのがいいのではないか。
- ・未就学児向けの防災教育は、小中学校よりも防災教育に割ける時間、カリキュラムの自由度がある。また、子供が幼いほうが保護者の意識が高く、大人への防災啓発を兼ねることができている。未就学児にアプローチして、そこである程度経験をしてから小学校に入ってくる。シームレスにつないでいくということを意識した計画にはどうか
- ・防災はコミュニティ・スクールの大きな柱である。学校運営協議会での協議の際も、学力や体力のことは学校主導にならざるを得ないが、防災はまさに地域のこと。そこに参加する人全員に共通する課題である。そこに生徒も加わることができ、学校運営協議会の活性化と発展が図られるのではないか。
- ・防災教育の推進・継続のためには、中核となる教員を育成することが必要。研修はもちろん、経験した中で有効だったと思うのは、専門家の派遣。避難訓練は、絶対に外部の方に見てもらわなければならない。一度ではなく複数回来ていただき、専門的なアドバイス、時には叱咤激励もいただくことで、教員の意識が変わる。意識が変われば、その後は、当然、好転していく。専門家の派遣には金銭的な問題等が出てくるため、そこには行政の支援は欠かせない。
- ・高知県では、防災教育を非常に重要視してきており、各学校から来たい人が来るという研修ではなく、各学校から必ず1名は参加させる防災教育研修会を平成17年度から続けてきている。目的は教職員の指導力の向上、そして学校の防災対応力の向上である。近年は、学校安全を担当する中核となる教員として、高知県では学校安全担当教員と呼ばれる教員の参加を求め、その担当教員が研修したことを学校で広げることとしている。

- ・学校に防災教育をやってくださいと委ねても、教材やどこまで指導するのかということが共有されなければ、しっかりとした実践が行えないという観点で、各種教材を県の教育委員会で作ってきている。
- ・カリキュラムへの位置づけは、各学校の創意工夫に任されているという実態があり、しっかりやっている学校はあるけれども、全ての学校で必要なことが実施されているかどうかは課題である。深掘りすると、何を教えるのかということが十分明らかになっていない。したがって、指導内容を明確化していくこと、どのように指導することで子供たちが自ら考えて行動できるようになるかという情報を共有することが必要であり、高知県安全教育プログラムを策定した。
- ・このプログラムに基づいて、座学としては小中学校で各学年、年間、全部の学年 5 時間以上、そして高等学校で 3 時間以上は防災授業を行う数値目標を立てている。避難訓練については、様々な訓練の仕方があり、短い時間のショート訓練も含んで、年間 3 回以上は確実に実施する数値目標を掲げている。
- ・避難訓練は、なぜ訓練をする必要があるのか、何から、なぜ逃げる必要があるのか、そして何を備えるべきか、こうした意義をしっかりと子供たちが分かった上で訓練しないと形骸化したものになっていく。訓練の要素として、教職員のマニュアルが本当に今の体制でいいのかどうかということを確認するための意味もあるが、子供たち自身に、子供たちがそれまで学習したことをきちんと行動化できているかどうかを見取っていくための意味もある。
- ・高校生世代には、地域のリーダーとして将来活躍できるような観点で防災教育の取組を進めていきたい。
- ・各学校で具体的に落とし込んで、やらねばならない状況をどれだけつくっていくか。スローガンとしてやりましょうということを提示して、全ての学校ができる、やらねばならないという状況・環境をつくっていくことが重要。全ての学校で自然に防災教育が行われていくような仕組み、制度化とともに、学校が行いたいときに人的・物的な資源が担保されているかが非常に重要。学校が何をやればいいのか分かっていて、そして何ができるようになれば良いかが明確化されている、そこまできちんと一体的に示されてこそ、全ての学校での取組の充実が図られる。
- ・学校の先生も、防災教育をやっているが、やり方が分からない、現場のリソースに合ったやり方がなかなか見つけられていない、そういう状況もあるのではないか。他の学校のやり方が共有されればよい方法が見つかるかもしれないので、やり方のモデルの共有

も重要ではないか。

- ・ 評価の項目は大事。知識を得た、ペーパーテストで答えられる、ということではなく、自分が学ぶ側から教える側、あるいは行動を起こす側になったか、つまり、アイデンティティーが変化したかを見るべき。学習は、知識の内化、アイデンティティーの変化、それから実践共同体・学びのコミュニティの拡大、この3つで初めて評価できると考えている。

3. 第3回（7/14）における主なご意見（安全教育について）

（1）安全教育全般について

- ・小学4年生を対象とした安全教育プログラム「ひなどり」を実施した学校では、必ずしもこの教育プログラムの影響だけでこうなるということではないが、けがをして保健室に行った児童数が前年の同時期に比べ減った。
- ・キャリア・パスポートは基本的にキャリア教育に関するものだが、その中で地域の中でどのように生きるか、安全に命を守るというようなことを含み入れることができないか。
- ・安全教育に特化したルーブリックなど評価に関する資料を示すことで、教育をする側も何を教えればいいのか、また、学んだ側もどういうことを身に付ければいいのかということを整理して考えていくことができるのではないか。
- ・主体的な学習を中心に進めていく方が、態度変容や行動変容を導きやすく、教育効果は高い。発達段階に応じて自己のリスクだけでなく、他者（友人、家族など）のリスクや、地域社会全体のリスクを考えるよう、リスクマネジメント・危機管理の意識を拡大発展させる方向性が重要。
- ・小学生の交通安全教育では、子供主観のアングルで写真を提示し、子供の視点で指導すると効果が上がる。危険予測・危険回避の議論をし、お手本を観察させて学習させる指導法が効果的。中学生については、学習経験がつながっていく系統的なプログラムが有効で、他人の姿を見て自分の行動を自己評価するような振り返りや討議が効果的。高校生については、自分の問題は自分たちで解決するという主体的な活動が効果的。
- ・安全教育の効果は、アンケートだけでの評価では足りない。ある研修の効果測定モデルでは4段階で評価している。まず最初は、興味関心を持つかどうか。2番目は、知識・技能を身に付けたかどうか。3番目は行動が変わったかどうか。4番目は、結果が変わったかどうか。交通安全の場合は事故が減ったかどうか、違反が減ったかどうか。4水準トータルで考えていくべき。
- ・通学路の安全については、全ての危険箇所についてすぐ改善することは難しいが、行政・地域・学校が強く連携を取って、継続的に活動ができるシステムの構築が求められている。PTAでも通学路の安全点検は各学校単位で行っていると思うが、国としても改善と継続的な取組を強く推進してもらいたい。

（2）幼児教育段階について

- ・幼児期の安全指導では、幼児期の特性から、3点に配慮している。1点目が、日々の生活

や遊びの中で繰り返して指導を行うこと。年間計画に基づいて行事計画の中に安全指導の日を位置付けているが、その日だけで身に付くということは幼児には難しい。段階を追って身に付けさせていく、繰り返しの指導を大事にしている。2点目が、視覚教材を利用した指導を行うこと。語彙が増えてくるので、話を聞いて理解する力も高まってくるが、まだ耳で聞いて理解するよりも視覚からの情報の方が理解しやすいという発達の特徴があるため、イラストなどを利用した視覚教材を取り入れて安全指導を行っている。3点目は、発達に応じた段階的な指導を行うこと。遊びに使う遊具や場の使い方も変化を持たせて、安全な遊びができるように発達に応じた指導を行っている。

- ・ 幼児は1人で外出することはまだなく、必ず大人と一緒に出かけるので、一緒にいる大人がどのような交通安全意識を持って子供たちに手本を示せるかというところが大きな課題になってくる。保護者に対する交通安全を指導する機会も大事。
- ・ 安全指導だけではなく、幼稚園生活そのものが保護者や地域との密接な活動の連携を図っている。安全指導も、より保護者や地域との連携を図りながら、大人の目で子供たちがどのように安全を身に付けていくのか、どのような指導が必要なのか、保護者・地域との連携の充実が課題。
- ・ 様々な教員研修の機会や内容の計画がされているが、安全教育に関する研修機会は少なく、自分から聞いてみたいと行動しないと機会が少ないのではないかと。自園の実践を通して教師が学んでいくことが主になるので、どうしても視野が狭くなってしまいうということがある。研修の機会、内容の充実が大きな課題。
- ・ 小学校の安全教育との連携は、具体的なところはなかなか行われていない実態があるのではないかと。幼稚園・保育園でどんな指導をしているのか、小学校ではこういう指導をしているので前段階としてこういうところが大事、というところを共通理解して子供たちに下ろしていくことが重要。

(3) 特別支援教育について

- ・ 第3次学校安全の推進に関する計画には、特別支援学校・教育について具体的な記述が入ってほしい。
- ・ 特別支援学校で教科での学習の割合が低いという点については、例えば、知的障害の学習指導要領では、生活科で安全に関するものが具体的に示されている。また、「合わせた指導」、いろいろな教科を合わせて学習するところできちんと生活科の中の生活安全、交通安全、災害、防災含めた学習内容を網羅しているかということの確認をして、学習していくことが必要。

- ・ 防犯の学習については、福祉の場面でも、「助けて」ということを言える力を養うということで受援力という言葉を使うことがある。特別支援学校の生徒は在校中・卒業後に、金銭を要求されたり性犯罪に巻き込まれることが多くあるので、身を守るという意味でこういった力も身に付けてもらいたい。
- ・ 基礎的な環境整備として、適切な安全管理は必要だろうと思っている。例としては、附属池田小学校事件のことや相模原障害者施設殺傷事件のことで、防犯カメラ等々のハード面がきちんとされているかということは、各設置者の方で確認をして、安全な学校になってもらいたい。
- ・ 医療的ケア児支援法の成立など、特別支援学校を取り巻く状況変化がある。また、特別支援学校では、てんかん発作や誤嚥の緊急対応訓練を行っている学校が非常に多い。ただ、全校ではないので、できれば全校で実施してもらいたいし、保健領域を含めて生活安全を捉えることも特別支援教育の分野では必要。
- ・ 危機管理マニュアルの評価・見直しガイドラインが文部科学省から出され、「教育活動の継続」という項目がある。要配慮者がいる学校で実際どれぐらい作られているかということは検証されていないと思うので、検証してもらいたい。どの学校でも継続計画（BCP）が作られていくべき。
- ・ 特別支援学校では、突然死の発生率が高い傾向を考えた際、まずAEDの使用ではなく、その前提として一次救命措置（BLS）が基本になるはず。教員も子供も、一時救命措置に関して十分に習熟することが必要で、AEDの習熟だけでは不足。
- ・ 自閉症の子供は環境が変わるとパニックになったりして、災害発生時など際の対応に困ることがある。日頃から、具体的にどのような安全教育を行ったらよいのか、考えてもらいたい。
- ・ これまで日本スポーツ振興センター（JSC）では、特別支援学校に特化した資料は出たことがないのではないかと。重要な課題であり、文部科学省もスポーツ振興センターも、特別支援学校のことにもっと光を当てて取り組むべき。

4. 第4回(8/4)における主なご意見(安全管理について)

- ・ 傷害予防をするには、まずどんな課題があるのかをデータに基づいて理解することが大事。傷害データに基づいて理解して、可変要素を探し、実際に変えて予防・介入してみても、そこからデータを取って効果検証をやっていく、ループを回していく必要がある。しかし、学校現場での事故などを見ていると、こうなっていないのが事故は減らない原因の一つではないか。
- ・ 日本スポーツ振興センター(JSC)の災害共済給付制度は加入率がかなり高く、学校を対象にしてほぼ全体をカバーできているようなサーベイランスの仕組みは世界的にもない。これをうまく活用していく必要がある。
- ・ データを分析すると、どこに課題があるかが分かる。どうしても事故のデータを分析した時点では、マクロな視点でのリスクの把握になるので、実際に予防に対して手を打とうと思うとミクロな視点での詳細な分析が必要。傷害予防に学校も積極的に参加してもらい、カメラやセンサーで常時データを取れるような仕組みなど、学校現場でデータを取るような仕組みがないといけない。リスクパターンの整理など、傷害メカニズムを把握する取組がまだ足りていないので、そこを進める仕組みづくりが必要。
- ・ データから予防策として何を行うか具体的に見えたとしても、学校現場から見たいときに見られる環境にないのが実情。必要な情報を見たいときに見られることが一番重要で、その仕組みをどうしていくか。せっかく御知見が学校現場で生かされるような仕組みづくりが最も重要。
- ・ 学校現場を分かった上での予防策の作成と検証、検証できた情報を広げていく仕組み、これらがないと、傷害予防が広まらない。
- ・ 熱中症事例を見ると、WBGTで「厳重警戒」を超えると特に事故が多いことが分かる。気温だけで見てもその傾向は見え、熱中症の予防にはWBGTを使うことが必要。
- ・ 近い将来、運動する環境が暑くなり過ぎて、夏場は運動ができなくなってしまうという現状を危惧しており、対策として「屋根付き運動スペース」が必要ではないか。
- ・ 実際の学校で作られている「危機管理マニュアル」について、内容には課題も見られる。見直しや改善の仕組みをつくっていく必要がある。また、学校安全計画も1年間の計画ではなく中長期的な計画もあるべき。「危機管理マニュアル」や「学校安全計画」の定義や概念の再整理を含めて検討すべき。

- ・大学の教職課程ではどのくらい学校における安全関連の授業があるのか、教職課程の再課程認定申請の資料に基づく一部の学校のデータを見たところ、授業の回数が少ないところも見られる。学校安全は非常に幅広く、事前対策も発生時の対応も事後の対応もあり多岐にわたるのに、これを1~2回の授業だけで教えられるのだろうか。教えることのできる先生が大学にどれだけいるのだろうか。
- ・第2次学校安全の推進に関する計画では、教員の役割を明確化して研修を充実する、学校全体で取り組む体制づくり、支援体制の整備などが挙げられている。中核となる教職員を位置づけて研修を実施することがうたわれているが、実態は追い付いているか。大川小学校事故の確定判決によれば、「地域住民の持つ平均的な知識・経験よりもはるかに高いレベルの知識・経験」が学校の教員に求められるという言われ方もしており、中核となる教職員への研修で本当に養成可能か。専門職として学校安全担当職というものを位置づけて、学校安全が中心となる立場を設けてはどうか。
- ・施設や設備の点検と、子供たちの行動の安全点検は、見るべき視点が全く違う。後者の点検は学校の教員の中心なお仕事としてできると思われるが、施設や設備の点検は専門的な視点があり、はっきり区分すべきではないか。学校の安全点検の項目・方法、判断基準を標準化して、学校現場にお伝えすることや、点検担当者の教育・訓練の在り方も検討が必要。
- ・事故調査は専門的な力が必要であり、特に重篤な事故や災害が起こったときには専門チームを緊急派遣するという体制づくりがあってもいいのではないか。
- ・各学校の学校組織に安全文化を定着化させること、また、東日本大震災以降、特に重要視されるレジリエンスも強化させてもらいたい。
- ・教員養成課程にしても教員研修にしても、現状の仕組みの中では個々の大学やそれぞれの自治体によって実施の度合いがまちまちである。教員の安全に関する知識・技能をどれだけ高めていけるかというのも、自治体の判断に委ねられているだけでは限界がある。
- ・学校保健安全法に基づく環境衛生管理は、客観的な基準があって、具体的な検査方法も決まっている。それに対し、安全点検は、具体的な方法、また点検箇所は文部科学省の指導資料の中に掲載されているが、各校によって違ってくる。点検方法や、それをどう改善していくかという情報が表に出ていない状況ではないか。既に過去に出ている優良な資料も単発的な情報発信になってしまうので、そのまま終わってしまうのは、十分情報が伝達されていないということ。伝達の方法や、分かりやすく学校ですぐ生かせるものを継続的に提供していく体制が必要。

5. 第5回(8/26)における主なご意見(組織活動、教員養成課程・教員研修について)

- ・学校安全に関しては多様な場面で法的責任が争われるが、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟の裁判例が蓄積されている。国家賠償法第1条第1項で損害賠償責任が成立するためには、前提として担当者の過失が求められる。学校教育分野では、教員として社会通念上要求される能力を基に、するべきであったのにしなかったことは何かを判定されるが、教師による注意義務のハードルの設定と被害者救済との間に二律背反的なジレンマが生じるため、事故発生前の段階で学校や教員に何ができたのか、準備すべきだったのか、のように過失のタイミングを前に倒す考え方が取られている。
- ・施設の安全面で法的に求められるレベルは、国家賠償法2条に基づく公の営造物の設置管理に瑕疵があった場合の損害賠償責任について、他の行政分野と共通する営造物の管理法理が妥当することになる。公の営造物には、校舎など建物以外にも本棚や学校が常備する小さなものも含み、設置管理の瑕疵は、予見可能性と結果可能性、回避可能性から判断される。ただし、最高裁判決では、賠償責任制限法理と言われる考え方が用いられている。
- ・学校における安全の確保については、行政当局の主体的な取組が何より大事であり、この観点から、計画策定や研修の充実は非常に重要である。
- ・学校教員は、安全教育が重要であると認識しているが、様々な課題が学校に迫る中、何を優先するかは学校長の経営方針次第である。研修が最も必要なのは管理職であり、管理職候補者研修での安全教育研修の必修化、既にある学校安全教室指導講習の管理職向けの講習、学校安全eラーニングの活用など、研修体制を整備していくことが必要。
- ・学校安全主任の設計もあり得るが、既存の校務分掌でも対応できる。学校安全主任が明確化されても、一人の主任だけで多方面にわたる安全分野を統括するのは、一定の安全に関する知識がないと難しい。
- ・教員養成段階で身に付けてほしい資質能力を一言で言うと、危険をイメージできる力である。担任に就いたとき、教室環境を見てどういう危険があるか、この体育の授業ではどういう危険が潜んでいるか、校外学習ではどういう危険があるか、そういうことを自らイメージできなければ、未然に防ぐこともできない。大学では、過去の具体的事例、過去の事故事例を活用して、イメージを育てる授業を多く設定してほしい。
- ・大学の教員養成課程「学校安全」で扱う講義の具体的な内容として、附属池田小学校事件に関わる反省、教訓を基盤としつつ、教職員が実践する学校安全として訓練の実施時

期、子供たちが登校する前に教職員がまず役割分担を持って準備を整えて子供を預かることの重要性、危機発生時の初動対応、通報・救急搬送の在り方、身分証の着用や勤務時の服装を徹底する意味、学校安全教育とカリキュラムマネジメントの考え方、「教職員のための学校安全 eラーニング研修」などを扱っている。教員として勤務を開始するための「心構え・準備」の意義を理解し、実践する能力を育成することを目指した講義を展開している成果として、教育実習等で学生を受け入れた学校の先生から、本学出身の教職員は安全に対する意識が高いと評価いただくことが多い。また、命を守る行動が取れる学生を養成するという観点で、普通救命講習の受講を必修化している。

- ・セーフティプロモーションスクールの活動は、まず、校内に学校安全委員会のような組織をつくり、中期計画に基づく単年度計画のPDCAプランを動かしていただき、成果の共有に取り組むもの。学校安全委員会には、各種学校保健委員会と同様の委員会組織の中に、推進員であったりアドバイザーであったり外部の方や、子供たち自身の参加を求めている。文部科学省の学校安全総合支援事業にも位置付けられているもの。
- ・現在、学校安全を誰が担当するのかに関しては、都道府県によっては安全主任あるいは防災主任を設置しているところもあるが、大部分は明確になっていないのではないかと。第1次の学校安全推進計画から「学校安全の中核となる教職員」明記されており、調査結果からは全国で置かれているとされているが、内訳として管理職がかなり多くを占めている。管理職は安全のことばかりするわけにはいかないため、学校安全主任なり安全主任という言葉で示す時期ではないかと。
- ・学校の施設・設備に関する事故は繰り返し起きているが、学校の安全点検の実施状況は良い数値が出ている。法に基づき学校から問題があったことを学校設置者に申し出て、問題があれば修繕なり対策をしなければならないことになっているが、対策が実施されたかどうかのデータはない。対策が放置されていれば、点検した意味はないことになるため、対策が行われているかどうかの部分を改善していくべき。
- ・教員養成課程でコアカリキュラムに学校安全が位置づいたのは大きな進展だったが、例えば時間数で2時間から3時間程度では、学校安全の3領域全てをこなすことに十分な時間とは言えない。理想的には15時間で2単位分という考えもあるが、それだけのことを指導できる人の確保も問題になる。例えば7時間で1単位分が確保できれば学校安全の3領域をカバーできるし、それなりの内容が教えられるのではないかと。大事な問題なので、より充実する方向に進めるべき。
- ・公立も私立も変わりなくどうやって情報提供していくかが重要。また、保護者や地域住民の参加に関しては、東日本大震災以降は、被災地では防災訓練を学校と地域と一緒に

行うところも増えてきている。地域差をどうやって埋めていくかが課題として残っている。

- ・ 外部有識者が学校安全計画や避難訓練をチェックしているかどうかを見ると、全国で33.6%にとどまっている。地域によって人材の確保が非常に難しいことをどうやって解決していくかが重要。
- ・ エビデンスに基づく事故防止については、日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付のデータから有益な分析資料が出ているが、JSCにすべてお願いするのではなく外部の研究者が有効に活用できるようにしていく必要がある。
- ・ 学校に「ヒヤリハット」を重視する文化をもっと育てていってほしい。けが人が出なくてよかったというだけで終わるのではなく、次は、今度は重大な事故が起こるかもしれないという対応につなげてもらいたい。
- ・ 大きな災害などが起きたとき、どうやってその後の教育を保障するかという部分まで含めて危機管理と継続して行えるのが本当に強い学校であり、そういう学校づくりをしていく必要がある。
- ・ 教員研修については、希望者が受ける研修となってしまうのではなく、できれば全員の教職員が研修を受けるような必修化の形にできないか。
- ・ 指導主事に関しては、行政規模によって、一人が多くの分掌を抱えている。その中の一つが学校安全という形になり、二、三年で指導主事が異動する中で学校安全に関する専門性を深めていくのは難しい。全国の市町村の指導主事も参加できるオンライン研修ができないか。
- ・ 教員研修についても、国の役割として、必須とすることを具体的に示していくことが必要ではないか。最終的には、そのために制度をどのように作るのか、ということになっていくと思う。文部科学省がコミュニティ・スクールや地域学校協働本部の仕組みの中で安全の議論を入れていくことを打ち出しているのも現実的なのところだと思う。ゴールイメージを具体的に描いて制度化することが必要。
- ・ 大学の教員養成課程でどのような内容を扱うべきかについては、内容だけでなく取り扱う学年も重要な要素ではないか。大学生の成長段階を考慮すると、学校安全に関しては教育実習に行った後だと自分の問題として受け止めてもらえるので効果的である。また、安全教育についてはいろいろな効果的な手法を先生が身に付けるべきだと思うが、安全

管理については教員が施設・設備に関する専門的な知識を持っているわけではないので、教員以外の専門的な方との協力やそのための予算の確保が必要。

6. 第6回(9/22)における主なご意見(家庭地域との連携など、事故対応指針について)

- ・朝学習の時間を活用し、地域の見守りボランティアの方に防犯教室をしてもらうことで、子供達と顔が見える関係を作ることができる。また、ボランティア自身も子供達からの感謝を直接伝えられることでモチベーションの向上につながる。
- ・小学校入学説明会の際に通学路の事情に精通した防犯ボランティアに安全上の注意を聞き、保護者が子供と一緒に通学路点検をするという授業を推奨している。これにより誰が見守りをしているのかを保護者が知ることができ、通学路上の安全に関する取組を知ることから当事者意識が生まれ、保護者自身も地域活動に参加するきっかけになっている。
- ・学校安全を学校だけが担うものではなく、子供の安全に関して、地域が主体となって公民館で実施することを提言したい。地域のヒト・コト・モノが集まる公民館と連携していくことは地域性が重要となる防災教育において有効である。
- ・公民館では防災講座が多く実施されており、かつ防災について関心が高い職員が多いが、公民館と学校とがそれぞれに実施している取組内容についてはお互いに知ることができていなかった。例えば、教科書でどのように防災を取り扱っているかを紹介し、授業や避難訓練など学校における防災教育と連携した講座づくりを公民館が実施することで、発展的な学習につなげることができる。
- ・防災に関しては、地域の課題であり、学校の課題でもある。コミュニティ・スクールの大きな柱になり得る。
- ・総務省には災害時の応急対策職員派遣制度がある。文部科学省においても、教育に特化した広域的な支援チームを構築していくべきである。
- ・心臓検診、学校心臓検診は全国で行われており、一定の効果が得られているが、これだけでは突然死は予測できない。AEDを使用した事例の中では、その6割以上が心疾患を事前に指摘されていなかったケースであった。また、学校におけるAEDを使用した事例の中では、実態として、児童生徒だけでなく教職員や学校訪問者への使用も多く含まれている実態がある。
- ・人が倒れた時の対応は、日頃から訓練していないと出来ないことが多い。小学生だから早いということではなく心肺蘇生の基本については理解できるのではないか。また、近くにいる教職員は誰でも、心肺蘇生の基本的な行動が実行できるということが必要で、

「知っている」と「実行できる」は異なるもの。定期的な研修を全ての教職員、可能であれば児童生徒に対しても行われる必要がある。

- ・ 学校安全については、全てのアクシデントに同等に対処することが難しいとすれば、危険の頻度や想定されるリスク、被害の程度を基に、優先順位や重点項目を選択させるという視点も必要ではないか。
- ・ 学校管理下で発生した死亡事故、重大事故を再調査した結果、ヒヤリハットについて事前に観察されているケースがあり、この部分は解決すべき課題である。また、事故、災害発生直後に被害者への対応が適切に行われたか、救急車の出動要請ができたか、組織的に適切な対応ができたか、こうした質問に対してできていなかったという回答が一定程度発生している状況があり、この辺りをなくしていく必要がある。
- ・ 提案したいのは、事故や災害の教訓を共有して、危機管理マニュアルを見直すこと。「まさかうちの学校では（他人事）」から、「もしかしたらうちの学校でも（自分事）」への意識改革をすること。その上で、さらに教職員だけではなく、児童生徒、PTA や地域の参加による実践が必要である。
- ・ 教員養成の中で学校事故対応のシステムを活用したカリキュラム、安全カリキュラムの検討を進めていく必要がある。
- ・ 学校側の過失による責任如何に関わらず、預かった児童生徒を元気な状態で学校から保護者に戻すことに関わる道義的責任について、特に管理職を対象として事故対応に関する研修の充実を図る必要がある。
- ・ 学校事故・災害の発生後、混乱した学校に対する迅速な人的措置が行われることで、被害者およびその家族への生活継続に寄り添う体制が構築できるのではないか。事故対応指針に関して、今後の検討としてもらいたい。
- ・ 同じ事例が何度もあちこちで起きているということ自体がおかしい。類似の事故を防止するため、企業が取り組んでいる産業事故防止の様々な手法等を学校安全にも導入できないか。
- ・ これまでは教員による安全点検だけを行い、その結果を共有していた取組を、やり方を変えて、得られた結果を子供たち、PTA など地域の方にも共有して、その視点をもろうというのが重要でないか。

- ・類似の事故が多く発生していることは問題である。簡単なパンフレットで、毎年、教員の方々に勉強してもらえると良い。事故の類型は分類可能なので、大事な部分を毎年全ての教員に勉強してもらう、知識を更新してもらうのは良いアイデア。
- ・事故が発生した際の原因分析と再発防止策の策定等について、簡単に情報交換が出来るようなツールがあると良い。
- ・事故対応指針については、私学へ情報をいかに伝えていくのか、課題としてあるのではないか。

7. 第7回（10/27）における主なご意見

- ・地震が発生した際、幼稚園の子ども達がどのような対応が取れるか、現実問題としてとても難しい。また、私立の女子高に関しては、災害発生時に避難所としてどのような対応が取れるかも難しい面がある。
- ・私立学校においても耐震補強が進んでいるが、耐震化を100%に近づけていくためには、財政的な厳しさを抱えている学校への政府としての対策をお願いしたい。
- ・子供たちの安心・安全に関しては、様々な観点があるので一概には言えないが、子供達や学校を取り巻く環境に、まずは保護者や地域の方が興味を持つこと、その上で情報を収集し行動していくことが大切。
- ・国として対応できる予算があっても、各市町村や都道府県が予算要求しているのかは様々である。PTAとしては、行政との連携や交渉をすることも大切。特に、通学路の安全に対する予算確保、環境改善を要望したい。併せて交通ルールの違反者取り締まりについても強化すべき。
- ・危険な空き家や倒壊しそうなブロック塀があった場合、空き家対策特別法に基づく自治体条例により強制執行を行うことができる。通学路に面しているといった条件であれば、自治体行政は、通学路の安全に関して極めて重要な事項として取り扱っている。
- ・大きな事故が起きるたびに調査・点検するという施策は見られるが、その後定期的に点検することになっているのか。風化させてしまうと同様の事故が発生することになるので、点検項目について共通認識をもつことが出来ると有効ではないか。
- ・地域から要配慮者が学校へ避難してくる可能性を想定し、備蓄品を備えることが必要である。また、特別支援学校の生徒は地域の小中学校と関わりが全くない場合も多いため、居住地交流制度の利用がより活発化すると良い。
- ・通学路の点検については、予算が厳しくてもできる対策のノウハウの蓄積があるはずである。ノウハウの共有から初めて、通学路の安全推進協議会を教育委員会や学校関係者、PTA、道路管理者、警察と一緒に立ち上げ、皆で合同点検を行い、改善案を出し合うことが有効ではないか。ノウハウを共有するためのガイドラインを関係者で共有できるとよい。
- ・何かの事象が起きたら対策するというのではなく、起きないように予防するという意識

を持たせることが重要ではないか。熱中症や感染症に対しても同じことだが、予防する姿勢を持たせるための教育が必要。

- ・ 教員免許取得希望者については AED の普通救命講習の修了の確認、可能な範囲で学校安全のコアカリキュラムの中に位置づけていく等、教員養成課程における AED 講習の活性化が必要と考える。
- ・ 人的体制、学校の組織的取組の充実のために、安全主任等の役割を担うキーパーソンを明確にすることを制度化すべき。学校安全が声高に言われ始めて 10 年以上経つが、第 3 次計画の中では鮮明に位置づけ、制度設計、法整備についても実現できるような内容にすべき。
- ・ 優れた取組を全体共有する、この取り組みは安全教育についてだけではなく、あらゆる側面でやった方がよい。
- ・ 学校教育の中でやれることは限界がある。もっと関係機関や社会に対して、企業に対して、協力を求めていくような部分は必要になってくる。社会に対する提言を積極的に発信して協力を求めていくことを検討してほしい。
- ・ 教職員の安全に関することとして、熱中症対策として児童生徒の教室には空調がかなり入ってきているが、職員室に入っていない学校がまだまだあるという感覚を持っている。その点についても確認が進んで推進されると、教員の体調管理もよりできるようになる。